

家畜の所有者の方へ

## 令和5年 家畜の定期報告書の提出について

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、家畜の飼養頭羽数等を毎年報告することとされています。

家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止措置を的確に行うため、府内において家畜を飼っている方は、下記により「定期報告書」を提出してください。

また、大切な家畜を伝染病から守るため、次頁に記載の「飼養衛生管理基準のポイント」を参考に、適切な衛生管理をお願いします。

### (1) 対象となる家畜

【家きん以外】牛・水牛・馬・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし

【家きん】鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう

\*飼育する目的(学術、教育、愛玩、展示等)に関わらず、1頭(1羽)から対象です。

### (2) 報告内容(別添様式のとおり)

令和5年2月1日時点において飼育している家畜の種類と頭羽数等  
様式は当所HPからダウンロードできます→



### (3) 報告書の提出期間

① 家きん以外 令和5年2月1日から4月15日まで

② 家きん 令和5年2月1日から6月15日まで

\*家きんと家きん以外の両方を飼育する場合は、4月15日まで

### (4) 提出先

大阪府家畜保健衛生所

郵送：〒598-0048 大阪府泉佐野市りんくう往来北1-59

FAX：072-458-1152

メール：[kachikuhoken@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kachikuhoken@sbox.pref.osaka.lg.jp)

\*次の頭羽数より多くを飼養している場合は、別途提出書類がありますのでお問い合わせください。  
牛・水牛・馬：2頭 鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし：6頭  
鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥：100羽 だちょう：10羽



## 飼養衛生管理基準のポイント

### 1. 最新情報の確認

- 1 農林水産省や大阪府のホームページなどを通じて、家畜伝染病の発生状況や予防対策などに関する情報を積極的に把握しましょう。

【[家畜保健衛生所情報のウェブページ](#)】



### 2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

- 1 飼育小屋の敷地（衛生管理区域といいます。）とそれ以外の敷地の境界がわかるようにし、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒（消毒に適さないものは洗浄）しましょう。
- 1 衛生管理区域専用の衣服と靴（上着やブーツカバーでも可）を使用し、飼育小屋へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。

### 3. 野鳥・野生動物の侵入防止

- 1 家さんの飼育小屋への野鳥の侵入を防ぐため、防鳥ネットなどを適切に張り、エサや飲み水に野鳥の糞等が混入しないようにしましょう。
- 1 また、野生いのしし等から伝染病の感染を防ぐため、豚を野外で散歩させることはしないでください。

### 4. 家畜の健康観察と早期通報

- 1 毎日、家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報してください。
- 1 衛生管理区域へ立ち入った人や車両、導入した家畜の記録を取っておきましょう。

### 5. 発生国への海外渡航

- 1 鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱及び口蹄疫等発生国の家畜飼養関連施設への訪問は、控えて下さい。

- 2 飼養衛生管理基準について、詳しくは[農林水産省ウェブページ](#)をご覧ください。

\*\*\*\*\*



大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

電話 072-458-1151 FAX 072-458-1152

\*\*\*\*\*

# 定期報告書

令和 年 月 日

大阪府知事

様

農場名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

メール： \_\_\_\_\_

(電話番号： \_\_\_\_\_ )

(FAX： \_\_\_\_\_ )

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

## 1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	
家畜の所有者の住所	郵便番号 _____
家畜の所有者の連絡先	電子Mail : _____ 携帯電話番号 : _____ (電話番号 : _____ ) (FAX : _____ )
飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 _____
飼養衛生管理者の連絡先	電子Mail : _____ 携帯電話番号 : _____ (電話番号 : _____ ) (FAX : _____ )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 _____

農場名：

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛			
		頭	頭	頭			
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の 牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の 牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肉用繁殖牛	成牛(雄)	成牛(雌)	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚	
		雄豚	母豚	育成豚			
頭		頭	頭	頭	頭		
家きん	採卵鶏		肉用鶏	愛玩鶏	ミニブタ マイクロブタ		
	成鶏	育成鶏					
	羽	羽	羽	羽	頭		
馬その他	馬	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )		
	頭	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)		
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎					
	舎	舎					

- 注意
- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。
  - 2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。
  - 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
  - 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。  
その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の1-2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は別紙の提出は必要ない。
  - 5 報告の期日等について
    - (1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとする。
    - (2) 報告書の提出期限は、  
イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年4月15日  
ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日
  - 6 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。
  - 7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
    - (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
    - (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
    - (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
    - (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
    - (5) 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満3月未満のものをいう。
    - (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
    - (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
  - 8 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。
  - 9 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式（1）から（4）までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者（※）は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。

- 10 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。  
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- 11 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
- ※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
  - (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
  - (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
  - (4) だちょうの場合 10羽未満

提出先メールアドレス  
大阪府家畜保健衛生所  
[kachikuhoken@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kachikuhoken@sbox.pref.osaka.lg.jp)



# 定期報告書

令和 年 月 日

所有者氏名、学校名等

大阪府知事 様

記入例（小規模飼育施設）

農場名：(株)かほ

住所：〇〇市△△町××

メール：〇〇-〇〇@××× (〇〇ハイフン〇〇)

(電話番号： 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 )

( F A X : △△ - △△△△ - △△△△ )

- (ハイフン)、\_ (アンダーバー)、0 (数字ゼロ)、o (英字オー) など紛らわしい文字はルビをふるなど判別できるようにお願いします。

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

## 1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	(株)かほ 代表 家保 太郎 法人の場合は法人名、個人の場合は氏名を記入（注意10参照）
家畜の所有者の住所	郵便番号 ー 〇〇市△△町△△
家畜の所有者の連絡先	電子Mail : 家畜の伝染病の発生状況等の重要な情報をお送りしますので、メールアドレスを必ずご記入ください。 携帯電話番号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (家保太郎) 緊急時の連絡先をご記入ください (電話番号 : 日中の連絡先をご記入ください ) ( F A X : )
飼養衛生管理者の氏名	家畜担当 家保 花子 家畜の飼養管理の責任者。家畜の所有者と同一の場合は「同上」と記載
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー 家畜の所有者と同一の場合は「同上」と記載
飼養衛生管理者の連絡先	電子Mail : 家畜の所有者と同一の場合は「同上」と記載 携帯電話番号 : 緊急時の連絡先をご記入ください (電話番号 : 日中の連絡先をご記入ください ) ( F A X : )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 ー 〇〇市△△町×× 農場の所在地をご記入ください

家畜の伝染病の発生状況等の重要な情報をお送りしますので、メールアドレスを必ずご記入ください。

法人、団体、学校等の場合、携帯電話の所持者のお名前もご記入ください。

家畜の伝染病の発生状況等の重要な情報をお送りしますので、メールアドレスを必ずご記入ください。

農場名：(株)かほ

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛			
		頭	頭	頭			
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の 牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の 牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肉用繁殖牛	成牛(雄)	成牛(雌)	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚	
		雄豚	母豚	育成豚			
頭		頭	頭	頭	頭		
家きん	採卵鶏		肉用鶏	愛玩鶏	ミニブタ マイクロブタ		
	成鶏	育成鶏					
	羽	羽	羽	1羽	2頭		
馬その他	馬	その他 (ヤギ)	その他 (ウズラ)	その他 ( )	その他 ( )		
	頭	2頭(羽)	1頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)		
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎					
	舎	舎					

鶏について、品種ではなく、飼養目的として主に採卵用なら「採卵鶏」、ペットであれば「愛玩鶏」にご記入ください。

その他の家畜の場合、カッコ内に家畜の種類、下段に頭羽数を記入してください

ペットの場合は記入不要です。